

磐田市の国民健康保険税率のあり方について

1 令和 2 年度協議のとりまとめ

(1) 協議の背景

◆ 国民健康保険の都道府県化

- ・平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、市町とともに国民健康保険の運営を担っている。
- ・県は、国民健康保険の安定的な財政運営等の推進を図るため、県と市町の統一的な運営方針として「静岡県国民健康保険運営方針」を定める。
* 令和 3 年度からの運営方針では、保険料水準についての考え方として、「2027 年度（令和 9 年度）までに、保険料水準の統一を目指す。」とされた。
- ・運営方針により、国民健康保険税（料）の賦課方式は、「医療分は 3 方式（所得割・均等割・平等割）とし、後期分、介護分とも資産割は使用しないことを目標とする。」と明記されており、標準保険料率の算定方式は医療分と後期分が 3 方式、介護分が 2 方式とされている。

◆ 国民健康保険事業特別会計の歳入不足

- ・平成 20 年度から賦課限度額以外の税率改正を行っておらず、保険給付費や後期高齢者支援金などの増加に伴い、歳入不足を一般会計からの繰入により補填する状況が続いている。
- ・国は、「決算で赤字が生じ、赤字が生じた翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村は赤字削減・解消計画を策定すること。」としており、本市は令和 2 年 3 月に計画を策定し、県に提出した。

(2) 見直しの考え方（前提条件）

◆ 令和 4 年度から税率及び賦課方式を段階的に改正する。

- ・国保税の急激な上昇を抑え、被保険者の負担感に配慮した段階的な改正を検討する。

◆ 静岡県国民健康保険運営方針に沿った対応を検討する。

- ・医療費水準や収納率等には、依然として県内市町間に格差があり、保険料水準の統一に向けた諸条件については、なお十分な協議が必要な状況下において、令和 9 年度までの統一は決定事項ではないが、県内他市町の運営状況や全国的な状況も踏まえた対応を検討する必要がある。

(3) 令和 2 年度の協議状況

◆ 財政見通しについて

- ・被保険者一人あたり事業費納付金の額が令和 2 年度と同水準で推移した場合の被保険者一人あたりの歳入不足額（概ね 21,000 円）を説明

◆ 段階的な改正方法について

- ・ 歳入不足解消までの税率等の改正回数を複数案提示
（「改正 3 回で歳入不足を解消する場合、被保険者一人あたりの国保税は 1 回あたり約 5,800 円の増となり、この増加額は県内他市の税率改正時の平均的な増加額と同等である。」ことなどを説明）

◆ 被保険者（世帯）単位の影響について（モデルケースによる試算）

- ・ 4 回の改正で歳入不足の解消を目指す場合の改正一回目の税額を 4 パターン提示
（「4 人世帯の平均的なケースでは年間 38,100 円・9.6%ほどの増加、2 人世帯の平均的なケースでは年間 14,100 円・7.1%ほどの増加、所得・資産のない単身世帯では年間 700 円の増加となる。」ことなどを説明）

◆ 賦課方式の見直し（資産割の廃止）について

- ・ 資産割を一度の改正で全廃する場合の被保険者（世帯）単位の影響などを説明
（「資産割がない被保険者は、資産割がある被保険者に比べ、税額の増加額（率）が大きく、一度の改正で資産割を全廃する場合、その差が非常に大きくなる。」ことなどを説明）

（4）アンケート調査の結果

別紙「磐田市の国民健康保険税率のあり方に関するアンケート調査の結果」のとおり

（5）アンケート回答結果のまとめ

- ・ I（改正回数）× II（サイクル）は、平均で「8.08」となり、概ね 8 年で解消することが望ましいという結果になった。⇒ 平均では、「4 回」・「2 年ごと」
- ・ 「県の運営方針に沿った対応が必要」という意見、「被保険者への過度な負担増に配慮が必要」という意見が多かった。
- ・ 賦課方式（資産割）の見直しについては、「段階的な解消」という意見が大半を占めた。



アンケート調査結果を含め、これまでの協議やご意見などを集約した結果・・・

★ 「2 年ごと 4 回の改正」（令和 10 年度の改正）で、現時点における歳入不足の解消を目指す。

★ 「賦課方式の見直し（資産割の廃止）」については、「段階的な見直し」を基本とし、資産割のない被保険者（世帯）の急激な保険税の上昇に配慮した改正方法を検討する。

2 課題

(1) 静岡県国保運営方針の改定（保険料水準統一に向けた検討・協議すべき事項）

保険料水準の統一については、「2027年度（令和9年度）までに到達可能な段階（水準）の統一を目指す。」こととされ、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までは、「医療費水準や収納率の平準化等の諸条件について、県と市町で十分に協議を行う。」こととなります。

保険料水準統一に向けた検討・協議すべき事項

取組事項等	検討・協議内容
統一の定義	課題の整理、共通認識
医療費適正化	$\alpha < 1$ とする条件
賦課方式・賦課割合	後期分・介護分の賦課方式、応能・応益割合
収納率格差 インセンティブ交付金	完全統一とするための条件 (収納率格差、保険者努力支援交付金、県2号繰入金の取扱)
保険料算定項目	保健事業費、給付金、条例減免等の基準額の統一
赤字繰入	赤字繰入の削減、解消
その他	令和6年度以降の激変緩和

来年度から、医療費水準に係る「 α 値」の設定や賦課方式の統一、収納率格差の是正などについて、担当者レベルのワーキンググループを設置し、課題整理、検討素案の作成などを行うことが県から提案されています。

(2) 関連する他制度との関係

2年ごと4回の改正の場合、2回目の改正（令和6年度）は、介護保険料と後期高齢者医療保険料の改正と重なることとなります。令和3年度の改正を見送る介護保険料や団塊の世代が加入する後期高齢者医療保険料の改正状況を注視した検討が求められます。

(3) 県内各市町の動向

他市町で、賦課方式の見直し（資産割の廃止）の動きが進んでいます。

令和2年度に資産割を採用している市町（16市町）
沼津市・富士宮市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・牧之原市・河津町・清水町・長泉町・小山町・森町
医療分・後期分・介護分の全てで4方式を採用している市町（8市町）
磐田市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・河津町・小山町・森町

上記の市町のうち、令和6年度までに11市町が資産割の廃止を予定しています。

御前崎市・清水町は令和3年度、沼津市・富士宮市・富士市・湖西市・菊川市・河津町は令和4年度、長泉町・小山町は令和5年度、袋井市が令和6年度に廃止する予定
(未定：焼津市・藤枝市・牧之原市・森町)

3 令和3年度協議の進め方

(1) 解消すべき歳入不足（標準保険料率と現行税率の比較）

① 県が示す磐田市の標準保険料率（令和3年度）

	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療分	6.60%	-	26,264円	18,443円	調定額（全体）
後期分	2.55%	-	10,050円	7,057円	38億4,916万円
介護分	2.29%	-	16,506円	-	一人あたり調定額
計	11.44%	-	52,820円	25,500円	109,069円

② 磐田市国民健康保険税率

	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療分	4.40%	30.00%	19,800円	21,600円	調定額（全体）
後期分	1.40%	5.00%	7,200円	6,600円	31億4,246万円
介護分	0.90%	4.50%	6,000円	4,200円	一人あたり調定額
計	6.70%	39.50%	33,000円	32,400円	89,044円

③ 比較

- ・ 標準保険料率に対する不足調定額：7億670万円
- ・ 被保険者一人あたり調定額（不足額・不足率）：▲20,025円（▲18.4%）

★ 令和10年度までに、標準保険料率に対する調定不足額（約7億円・被保険者一人あたり約2万円）の解消を目指す改正方法を検討する。（被保険者一人あたり調定額やモデルケースにおける試算などをお示ししながら検討をお願いしたい。）

★ 「3年ごと3回の改正」のシミュレーションも並行して検討したい。

2回目（令和6年度）の改正時に、介護保険料や後期高齢者医療保険料の改正と重複することを回避する方法も検討したい。（県の国保運営方針の改定も3年ごとであり、運営方針の改定を考慮した改正が可能となる。3年ごと3回の改正の場合でも、最終回の改正年度は同じ令和10年度になる。）

(2) 賦課方式の見直し（資産割の廃止）方法の検討

<賦課方式の現状>

区分	2方式（所得割・均等割）	3方式（2方式+平等割）	4方式（3方式+資産割）
医療分	0市町	19市町	16市町
後期分	4市町	22市町	9市町
介護分	22市町	4市町	9市町

★ 資産割がない被保険者（世帯）に配慮した改正方法を検討する。（影響額やモデルケースにおける試算などについて、資料をお示ししながら検討をお願いしたい。）

★ 歳入不足の解消に先行した改正方法も並行して検討したい。（例えば、2年ごと4回の改正で歳入不足の解消を目指す場合でも、資産割は3回の改正で廃止する方法も検討する。）